『チャー

ル

ズー

税

## 井 重 喜

酒

〈三八四頁・本体価格四、八○○円 へ5判)(ミネルヴァ書房・二○○五年三月刊・A5判) 世 一の船舶

井 太 郎

議会において、この「船舶税」の課税を巡り国王と 家たちが同税の廃止を自由と民主主義の勝利と評し 議会が激しく対立し、 頁にも及ぶ浩瀚な書物を書けるのだろうかと。長期 でくるかもしれない。 でもなければ、まず次のような素朴な疑問が浮かん にどのように位置づけるかについては、 を生み出したことはよく知られている。 「船舶税」というたった一つの課税を巡って三六二 近世イギリスの行財政史によほど関心を持つ読者 内乱期の政治史や行財政史の中に同税を具体的 内乱 (Civil War) 勃発の要因 なぜ、チャールズ一世時代の ホイッグ史 しかしなが

権論と船舶税艦隊」の部分である。 第六章「船舶徴用から船舶税へ」、第七章「海上主 関する論評を期待してのものと思われるが、その意 のもとに書評の依頼がきたのは、おそらく第Ⅰ部に レヴェルが引き上げられたことを、まずは喜びたい 題を扱うのに最も相応しい研究者によりうまくまと のである。 舶税論の批判を展開するというように、同税をめぐ に反して評者が最も興味深く読んだのは、 る議論は収束するどころか、むしろ複雑化している さて本書は第Ⅰ部州社会における船舶税とシェリ (五章構成) から構成されている。そもそも評者 (五章構成)、 我が国における近代イギリス財政史研究の 「船舶税」を巡る近年の議論が、この問 第Ⅱ部船舶税の前史・目的・合法 第Ⅱ部の

よう。 海軍力増強の必要性が生じたのである。 強力な海軍に対抗し、 として、イスラーム系海賊やオランダ・フランスの の劣悪さを挙げることができる。 阻害すること、臣民が供出する船舶の人的物的装備 が打ち切られたこと、商船の軍事徴用が海外貿易を こと、財政難のため民有船を武装するための補助金 の「乗り込み戦術」から「砲撃戦術」へと移行した 推進されることになる。対内的要因としては、 性が増して海軍改革が行われ、王有船への一元化が ステュアート朝期に入ると、国王海軍の増強の必要 徴発した武装商船の二元的構成をとっていた。 そこでまず海軍改革に関するこの部分から見てみ エリザベス期の国王艦隊は王有船と民間から イギリスの制海権を守るべく また対外的な要因 従来 初期

ある。

がら、 著者はK・R・アンドリュースの研究に依拠しな 海軍改革に一大転機が訪れたのは、 一六二〇

さらに近年にはポスト修正主義者が修正主義者の船

そうした見解を批判する修正主義者が現れ

であり、この点はクロムウェル海軍にも継承されて 国民的利益の道具となっていった」(二五四頁)の 海軍はその「私人性」を捨てて国家の海軍に脱皮し いくことになる。 (=財務府の財政的関与を排除)であった。「国王の (=海上防衛費の全国化) と海軍の財政的自立化 沿岸・内陸の別なく国民防衛体制を確立すること 換していく。それを実現するための重要な政策 も従来の「海洋自由論」から「海上主権論」へと転 ていくことになるからである。また政府の海洋政策 強力で一元的な国家海軍の整備に本格的に乗り出 ル遠征に失敗した時期と考える。この頃から政府 年代後半に行われたカディス遠征とレ島・ラロシェ

触発されて、評者も今後、検討してみたいテーマで ン国家は、いかに描かれることになるのか、本書に 世界」としてではなく「海民の世界」としてブリテ 潜在的可能性に満ちあふれている。「地主や農民の 洋・国家論、 議論が、ここまで精緻に明らかにされたのは初めて のことであり、 我が国で初期ステュアート朝期の海軍改革を巡 船員の社会史など研究テーマとしての またこの問題は財政・軍事問題、 海

的成功」と「政治的失敗」の問題が検討されている るのか。第Ⅰ部では政府の選択した船舶税の とする補助税 後の断絶を認めることができる。議会の承認を必要 その資金を調達する「手段」にあり、 の承認を必要としない大権的課税 ト朝期から共和政期に継承されていったが、問題は 国家的海軍建設という「目的」は初期ステュアー (Subsidy) や関税か、 (=船舶税)によ あるいは議会

書

することなく、いかに両者を整合的に理解するかが 見方では、 税が断罪・廃止されることになる「政治的失敗 がら、 枢密院の行政能力の高さなどに注目した。しかしな 価し、 の是非を巡るハムデン裁判も「例外的突出事件 意義を過小評価した点が批判の対象となる。彼らの 六四〇年の長期議会において憲法上の問題から船舶 額徴収されていた点を「財政的成功」として高く評 た船舶税は最後の一年の大幅減収を除けば、 修正主義者は、 議論に依拠しながら、 著者は基本的にポスト修正主義に立つP・レイクの して片づけられることになってしまう。船舶税の おり全国的な反税闘争も起こることはなかった点や の基本的問題意識と言ってもよい。 政的成功」と「政治的失敗」のいずれにも偏重 彼らは その背景として同税が一般に広く容認されて 一六三七年に起こった船舶税支払い拒否 「財政的成功」を強調するあまり、 一六三四一三九年にかけて徴収され 修正主義者の議論を批判する ほぼ満 ٤ 0

舶税は 会を直結させながら、 シェリフに頼るしかなく、 集権的官僚制度が欠如している以上、 排除されており、地方利害の調整には向かなかった 状」により賦課された。そもそも徴税業務の経験と 政的成功」の意味が問われる。議会の不在の中、 たちが地方の利害を代表する性格が強かったのに対 いう点では、シェリフよりもすぐれていた治安判事 にあたったシェリフであり、彼らの徴税業務の「財 そこで著者が注目するのは、州内で船舶税の徴収 シェリフは 「法令」ではなく国王大権にもとづく 一年任期で船舶税以外の州務から 徴税業務にあたったのである。 彼らは国王大権と地方社 政府としては 令 船

> 地方内抗争と枢密院の仲裁機能の協同が挙げられる。 枢密院はシェリフに行政的強制権の行使を冷淡に追 りながら、自らは「最高行政機関ではあっても、そ れに純化することなく司法機関としての機能を持ち れに純化することなく司法機関としての機能を持ち れに純化することなく司法機関としての機能を持ち な裁定を引き出すために係争外の船舶税については その徴収に励んだのである。この「中央の曖昧さ」 こそ船舶税を成功させた要因であった(一六頁)。 とそ船舶税を成功させた要因であったが を高く評価する修正主義者の議論と一線を画し でいるといえよう。

上述の議論の検証が行われている。しかしながら、セイギリス財政史研究の課題を指摘しておきたい。世イギリス財政史研究の課題を指摘しておきたい。世イギリス財政史研究の課題を指摘しておきたい。世のは、本書全体に関わる若干の疑問点や今後の近世がの議論の検証が行われている。しかしながら、

ドンにおける船舶税問題では、東方貿易の安全を親 地方はそれぞれに固有の係争点を抱えていた。今後 が大きく、抜本的な新査定が導入されたサマセット 司法管轄権の所属の問題に係争点が限定されたこと とえば、チェシャの例外的ともいえる成功の理由 ど簡単な作業ではないという印象をぬぐえない。 判や内乱に及ぼした衝撃度をはかることは、 やはり船舶税の係争点は複雑であり、それが親政批 スペイン政策と船舶税による海軍力増強に求めるレ は本書で触れられていない海港都市も含め、さらな では反税闘争が生じ徴収率が芳しくなかったように それに反対する北米植民地貿易で台頭した新興商人 ヴァント会社・東インド会社商人(国王支持派)と る徴収実態の解明が必要となろう。たとえば、ロン 、議会派)というピューリタン革命期のロンド それ た 商

ば、 的な政治抗争の先鋭化を重視したのである。 認しておく必要がある。 三王国戦争といった対外的要因に求めている点を確 内戦勃発の要因を、三王国を統治することの限界、 国家論」を抜きにして語ることはできない。 アイルランドのいわゆる「三王国論」ないし「複合 敗 で偶発的な要因を重視する彼らの論理構造からす ら内乱の要因を求めることを避け、 ッセルの議論は、 たとえば、著者が引用しているJ・モリルやC・ラ にひきつけて紹介されているのではないだろう 第二に修正主義者の議論が、もっぱら船舶税問題 の関連の希薄さを批判しても、 ハムデン裁判と長期議会における イングランド、スコットランド、 彼らは長期的構造的視野 偶発的、 そもそも対内的 「政治的失

人社会の対立の構図が見えてくるのである。

ことになろう。
要因論自体が彼らの射程外であり、議論がすれ違う

第三に本書では、「清教徒革命」、「内乱」、「革命財権」といった言葉が散見されるが、著者は船舶税政権」といった言葉が散見されるが、著者は船舶税政権」といった言葉が散見されるが、著者は船舶税政権」といった言葉が散見されるが、著者の船舶税解釈批判を有効なものにするには、彼らの革命解釈に対する評価に向かう必要があろう。またM・ブラディックは、この時期を「直轄収入国家」から「租税国家」への移行期と位置づけているが、著者の船舶税論は、こうした国家形成論といかなる関係性を持ち得るのか。もとより、こうした問題は、近世イギリス財政史研究の今後の課題とすべきものである。精力的に仕事を進める著者のことだから、すでに次著の構想に入っているのであろう。今後の議論の展開を期待したい。

## 1

- (1) 詳しくは菅原秀二氏の書評『社会経済史を参照。
- (2) ブラディック・酒井重喜訳『イギリスにお))…。

(広島大学教授